

教育関係者、雇用者の方へ

～外国籍の方をサイバー犯罪に巻きこませないために～

- 1 最近のインターネット犯罪の手法は、まず他人のIDとパスワードを入手して、他人に成りすまし、
- 例1 ショッピングサイトで高価な電気製品やデジタルカメラを購入する
 - 例2 インターネットバンキングに不正アクセスをして、ほかの口座に金を移動し、現金を盗むものです。

これらの犯罪は、犯罪組織が留学生、技能実習生等へ「いいアルバイトがある」等と言って勧誘し、

- 例1 商品の受取役や現金の引出役などをさせる
 - 例2 金融機関等の口座(通帳、キャッシュカード)、携帯電話を作らせる
- そしてその後、犯罪組織がこれら商品、通帳、カード、携帯電話を受け取り報酬を与えます。結果的にこのような方法を通じて、留学生等は犯罪に加担してしまっていると言えます。

2 犯罪加担のケース

(1) 商品の受取役

配達商品を受取人になりすまして受け取り、その商品を犯人が指定した場所に転送する。



犯罪組織

① 犯人が他人のID. パスワードで商品を購入する。



② 勧誘された受取役が、商品を受け取る。



③ 商品を犯人が指定した場所に転送、又は犯人に直接渡す。

(2) 現金の引出役

他人のキャッシュカードを使って現金を引き出す。



犯罪組織

① 犯人が他人のID. パスワードで指定口座に現金を送金する。



② 勧誘された引出役が、渡されたカードでATMから現金を引き出す。



③ 引き出した現金を、犯人に渡す。

(3) 口座(キャッシュカード)、携帯電話の売買・譲渡

自分で作った又は他人の口座(キャッシュカード)、携帯電話を他人に売ったり、逆に買ったり、あるいは譲渡する。



犯罪組織

① 犯人が口座、携帯電話の譲渡を依頼する。



② 金融機関等において口座(通帳、キャッシュカード)、携帯電話を作成する。



③ 自分で作成した又は他人の口座(通帳、キャッシュカード)、携帯電話を犯人に譲渡する。

「いいアルバイトがある」「商品を受け取るだけ」「現金を引き出すだけ」「口座を作って渡せばお金になる」等という甘い誘いに乗らせないようにしましょう。
甘い誘いの影には、必ず犯罪が潜んでいます！！法律で厳しく罰せられます！！